本号で公布された法令のあらまし

◇**地方自治法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五九号）（総務省）

1　生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、社会福祉住居施設に関する事務についての大都市等の特例を定めるなど、所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行するものとした。

◇**電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一六〇号）（総務省）

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年一一月二〇日とすることとした。

◇**電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第一六一号）（総務省）

1　電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の一部の施行に伴い、電波法施行令（平成一三年政令第二四五号）、電波法関係手数料令（昭和三三年政令第三〇七号）、登録免許税法施行令（昭和四二年政令第一四六号）及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成一三年政令第三五五号）の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年一一月二〇日）から施行することとした。

◇**電波法関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第一六二号）（総務省）

1　無線設備の操作の監督に関する講習及び無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料の額を改定することとした。（第一二条及び第一三条関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇**シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一六三号）（内閣府本府）

1　シナイ半島国際平和協力隊を置く期間を令和二年一一月三〇日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十九号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十の二第二項中「第六十七条第一項」の下に「及び第六十八条の二第一項」を加え、「第六十九条第一項」を「第六十八条の五第一項及び第二項中「社会福祉住居施設」とあるのは「社会福祉住居施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第三項中「社会福祉住居施設の設置者」とあるのは「社会福祉住居施設の設置者（都道府県を除く。）」と、同法第六十九条第一項」に改める。

第百七十四条の四十九の七第二項中「第六十七条第一項」の下に「及び第六十八条の二第一項」を加え、「第六十九条第一項」を「第六十八条の五第一項及び第二項中「社会福祉住居施設」とあるのは「社会福祉住居施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第三項中「社会福祉住居施設の設置者」とあるのは「社会福祉住居施設の設置者（都道府県を除く。）」と、同法第六十九条第一項」に改め、同条第三項中「並びに同法第七十二条第二項の規定による第一項第二号に規定する事業の制限又はその停止についての都道府県知事の命令に関する規定」を削る。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十号

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年十一月二十日とする。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三